様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8 年　6 月 24 日

福島県知事

内堀 雅雄　　殿



提出者

住　所　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20番地

氏　名　藤田建設工業株式会社

代表取締役社長 内藤勇雄

電話番号　0247-33-2281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤田建設工業株式会社
事業場の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	8,692百万円（令和7年6月期）
③ 従業員数	169人（令和8年5月末日現在）
	〔別紙1〕のとおり

（日本工業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

〔別紙２〕のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　7 年度）実績】　〔別紙3〕のとおり		
	産業廃棄物の種類_	—	—
	排　出　量_	—　t	—　t
	（これまでに実施した取組） ・工法の改善（アスファルト・汚泥） ・プレカット木材の発注実施（木くず） ・余剰材の取引（木くず）		
②計画	【目標】　〔別紙3〕のとおり		
	産業廃棄物の種類_	—	—
	排　出　量_	—　t	—　t
	（今後実施する予定の取組） ・廃棄物の分別を撤廃し、再利用する（混合廃棄物） ・リサイクルの推進（廃プラスチック・鉄くず）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・7品目の分別実施（木くず・紙くず・廃プラスチック・繊維くず ガラスくず・金属くず・鉄くず・分別不能）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別不能を無くすようにする。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和　7 年度）実績】　〔別紙3〕のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類_</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・特に行っていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】　〔別紙3〕のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類_</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・指導指針に基づき、現場内での自らの利用を実施する（がれき類）。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和　7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類_</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】　〔別紙3〕のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類_</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・今後も中間処理業者に委託する。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】　〔別紙4〕のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

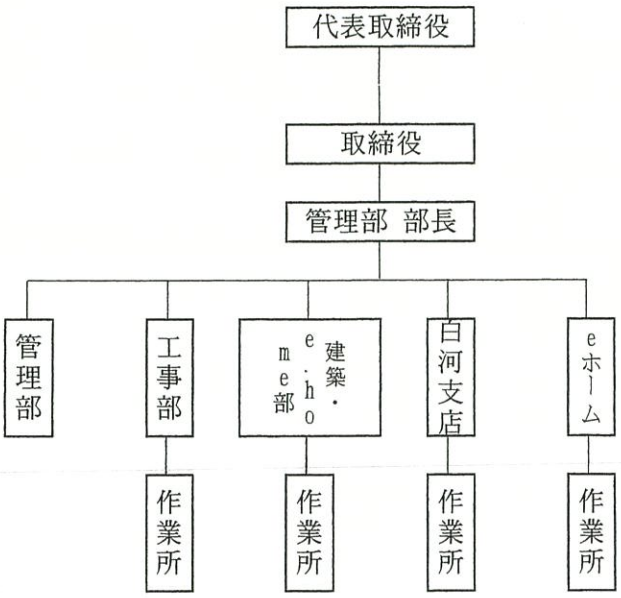
〔別紙１〕

	④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 既設構造物取り壊し及び残材 がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊） →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 汚泥 →再生処理業者に委託して再生盛土材として再利用 木くず →再生処理業者に委託して、チップ（燃料用）として再資源化 金属くず →再生処理業者に委託して原料として再資源化 廃プラスチック類 →再生処理業者に委託して原料として再資源化 建設系混合廃棄物 →再生処理業者に委託して原料として再資源化 ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず →再生処理業者に委託して建設資材として再資源化 繊維くず →再生処理業者に委託して原料として再資源化 紙くず →再生処理業者に委託して原料として再資源化 石綿含有廃棄物 →再生処理業者に委託→最終処分場にて埋立 ・ 道路建設工事（舗装工事）. がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

〔別紙２〕

管理体制

（１）組織図



（２）職務分担

役　職	職　務　内　容
代表取締役社長	総括責任者
専務取締役	廃棄物処理統括責任者 ・廃棄物処理の統括管理
工事部長 建築e・home部長 白河支店長	産業廃棄物処理責任者 ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
管理部部長 （事務担当）	廃棄物管理担当責任者 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
工事部（道路担当） 工事部（土木担当） 工事部（鉄道担当） 建築e・home部次長 白河支店部長 （工事部長）	廃棄物管理副責任者 ・廃棄物責任者の補佐
作業所長	作業所廃棄物管理責任者 ・産業廃棄物管理票の交付管理 ・廃棄物の発生から処理までの適正処理管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	排出量	9,781t	83 t	198 t	115 t	4 t	71 t	1,040 t	37 t	24 t	1 t	0t	0t	2 t
②計画	【 目 標 】													
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	排出量	9,292t	81 t	188 t	113 t	4 t	70 t	988 t	36 t	23 t	1 t	0t	0t	2 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
②計画	【 目 標 】													
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【 目 標 】													
	産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

〔別紙3〕

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

【　目　標　】

産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
全処理委託量	9,781t	83 t	198 t	115 t	4 t	71 t	1,040 t	37 t	24 t	1 t	0t	0t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
再生利用業者への処理委託量	9,781t	83 t	198 t	115 t	4 t	71 t	1,040 t	37 t	24 t	1 t	0t	0t	2 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t

②計画

【　目　標　】

産業廃棄物の種類	がれき類	ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	汚泥	木くず	石綿含有廃棄物	紙くず	繊維くず	廃油	水銀使用製品	燃え殻
全処理委託量	9,292t	81 t	188 t	113 t	4 t	70 t	988 t	36 t	23 t	1 t	0t	0t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
再生利用業者への処理委託量	9,292t	81 t	188 t	113 t	4 t	70 t	988 t	36 t	23 t	1 t	0t	0t	2 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t

〔別紙4〕